

魚津市告示第26号

公営施設使用の個人演説会等開催のために必要な設備の程度その他必要な事項についての一部改正について

公営施設使用の個人演説会等開催のために必要な設備の程度その他必要な事項について（平成28年魚津市告示第11号）の一部を次のように改正する。

令和4年3月23日

魚津市長 村椿 晃

本則の表魚津市大町コミュニティセンターの項の次に次のように加える。

魚津市村木コミュニティセンター	体育館	会場その他	750	水銀灯 700ワット 20本、出入口及び廊下水銀灯 700ワット 1灯・蛍光灯 40ワット 8灯、便所 40ワット 各 2灯	演壇、卓子、椅子、水差、湯呑各 1個	上敷 10枚	会場出入口便所各 1枚
-----------------	-----	-------	-----	--	--------------------	--------	-------------

同表魚津市西布施地域活性化センターの部体育館の項中「794」を「520」に改め、同部研修室A研修室Bの項中「112.69」を「111」に改める。

同表小川田団地集会場の項を削る。

附 則

この告示は、令和4年4月1日から施行する。